森と海をつなぐ環境保全推進事業実施要領

平成26年4月1日 大分県生活環境部廃棄物対策課

# 森と海をつなぐ環境保全推進事業実施要領

#### 第1 趣 旨

この要領は、大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、森と海をつなぐ環境保全推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 目 的

近年、上中流域の荒廃森林などから流出した流木等が大量に海岸に集積して、下流域住民の生活、経済活動の障害となっているが、撤去のための重機作業による回収、流木の切断、処理施設への搬送等に多大な人出と経費が必要であり、下流域の住民・市町村だけでの対応は困難になってきている。

このため、地区自治会、NPO等の団体(以下「地区自治会等」という。)がボランティア活動により海岸の漂着流木等の処理を行う場合に必要な経費の一部を補助する。

## 第3 事業の内容

- 1 要綱別表1に掲げる補助対象事業の内容は次のとおりとする。
- (1)流木等の片づけ
  - 現地における流木等の分別、保管、収集等
  - ② 収集した流木等の運搬、処分等
- (2) **啓発**·連絡活動
  - ◎ 海岸の環境保全を目的として実施する環境学習会、海岸ごみの発生抑制を目的とする啓発活動
  - ② 事業実施のための打合せ、ボランティア参加者募集の広報啓発、連絡調整等
- (3) その他

森と海をつなぐ環境保全の意識の醸成を推進するために知事が特に必要と認める もの

- 2 次の場合については、この事業の補助対象としない。
- (1) 国庫補助事業又は県の他の補助事業に採択されたもの
- (2) 泊地又は船溜に漂流、漂着した流木の処理

## 第4 事業実施主体

地区自治会、NPO等の団体。

## 第5 事業実施計画の作成及び認定

- 1 地区自治会等は、事業認定申請書(第1号様式)に事業実施計画書(第2号様式)を添付して、別に定める期日までに知事に認定の申請をしなければならない。
- 2 知事は、事業実施計画の内容を審査し、適当と認めるときは認定を行い、事業認定 通知書(第3号様式)により通知するものとする。

# 第6 補助対象経費

要綱別表1に掲げる補助対象経費は下表のとおりとする。

項目	経費の内容		
報償費	事業実施に必要な技能者等の謝金とする。		
賃 金	事業実施に必要な技能者等の賃金とする。(社会保険料を含む。)		
旅費	事業実施に必要な打合せ等に要する経費とする。		
需用費	消耗品費(手袋、ごみ袋、ロープ、金鋏等)、燃料費、食糧費(事業の		
	実施に必要な最小限度の茶菓及び飲料以外は原則として対象外。ただし、		
	事業の性質上特に必要と認められる場合は除くが、アルコール飲料はい		
	かなる場合も不可とする。)、印刷製本費、光熱水費、修繕費とする。		
役務費	通信運搬費、手数料、保険料、広告料とする。		
使用料及	事業実施に直接必要な車両、船舶、移動式破砕機、重機(油圧ショベル		
び賃借料	等)、機械器具(チェーンソー等)等の借料及び損料とする。		
委託料	流木等の処理に必要な次の経費とする。		
	o 分別		
	② 保管(次の処理過程に移行するまでの必要最小限の集積、仮置き)		
	③ 収集(切断、破砕等を含む。)		
	④ 運搬(仮置場、中間処理施設、最終処分場等への移動)		
	⑤ 処分(回収した流木等の処分)		
備品•資	事業実施に直接必要な備品及び資材の購入費		
材購入費	ただし、備品等の購入は必要最小限とし、参加者の持参又は他の公的機		
	関、民間業者等からの無償又は有償の借用で対応することを原則とする。		
その他	上記以外の経費で事業を実施するのに必要な経費については、別途協議		
	を行う。		

- (注) 次の経費については補助対象外とする。
  - □ 日常的な活動に要する経費(組織の運営管理費等)
  - ② ボランティア参加者に対する賃金、弁当代、土産等

#### 第7 助成措置

知事は、予算の範囲内において、地区自治会等に対し、要綱により補助するものと する。

#### 第8 事業の実施

地区自治会等は、事業の実施に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨を 事業現地に表示するとともに、事前にマスコミ等に情報提供を行うなどにより、森林 をすべての県民で守り育てる意識の醸成に努めるものとする。

#### 第9 事業実施の報告等

知事は、必要に応じ、地区自治会等に対し、事業の進捗状況、実施後の効果及び管理等の報告を求めることができる。

#### 第10 指導体制

知事は、この事業の効果的な推進を図るため、必要に応じ、適時地区自治会等に対し、助言・指導を行うものとする。

#### 第11 市町村との連携

- ◎ 事業実施前に、地元市町村と流木等の処理方法等の協議を行うこと。
- 補助金の申請にあたっては、地元市町村を経由すること。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

- 1 この要領は、平成18年度森と海をつなぐ環境保全推進事業から適用する。
- 2 この要領は、平成20年度森と海をつなぐ環境保全推進事業から適用する。
- 3 この要領は、平成21年度森と海をつなぐ環境保全推進事業から適用する。
- 4 この要領は、平成26年度森と海をつなぐ環境保全推進事業から適用する。

第1号様式

 第
 号

 年
 月

 日

大分県知事

申請者名称代表者職氏名

年度大分県森林環境保全推進関係事業(森と海をつなぐ環境保全 推進事業)認定申請書

年度大分県森林環境保全推進関係事業(森と海をつなぐ環境保全推進 事業)を実施したいので、認定されるよう森と海をつなぐ環境保全推進事業実施 要領第5の1の規定により申請します。

記

添付書類:事業実施計画書(第2号様式)

担当者氏名: 電話番号:

Eメールアドレス:

# 第2号様式

年度大分県森林環境保全推進関係事業(森と海をつなぐ環境保全推進事業) 実施計画書

項目	内	容
事業の目的		
事業計画		
事業予定期間		
事業予定海岸		
	•	円
   実施内容及び事業費 		円
	•	円
その他		

第号年月日

殿

# 大分県知事

年度大分県森林環境保全推進関係事業(森と海をつなぐ環境保全推進事業) 認定通知書

年 月 日付け 第 号で申請があった、 年度大分県森林環境保全推進関係事業(森と海をつなぐ環境保全推進事業)実施計画書については認定したので、森と海をつなぐ環境保全推進事業実施要領第5の2の規定により通知します。